

令和6年（行ウ）第31号、87号、88号

人種等を理由とする職務質問の違法確認等請求事件

原告 モーリス・シェルトンほか

被告 国ほか

準 備 書 面 20

(元警察官のインタビュー動画について)

2026年5月28日

東京地方裁判所民事第51部2D係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 井 桁 大 介

同 弁護士 浦 城 知 子

同 弁護士 亀 石 倫 子

同 弁護士 谷 口 太 規

同 弁護士 戸 田 善 恭

同 弁護士 西 愛 礼

同 弁護士 宮 下 萌

原告ら復代理人弁護士 千 葉 飛 鳥

同 弁護士 太 田 こもも

第1 はじめに

原告らは、本件運用の存在を示す証拠の一つとして愛知県警に勤務して職務質問に従事していた元警察官からの聴取内容を、甲第31号証（聴取報告書）として提出した。これに対し、被告国は、「聴取対象者が匿名であり、そもそも元警察官なのかどうかすら明らかでない」などと主張するとともに、その供述内容についても、職務質問のノルマである「タル」制度は本件運用と関係ない、また不審事由に関係なく外国人を狙って職務質問をすることは、聴取対象者が個人的に行っていた方法にすぎず、「警察組織として『本件運用』を行っていたことを裏付ける事情は何ら顕れていない。」などと主張した（被告国準備書面（4）22ページ）。また、被告愛知県も、供述において指摘されていた不審事由のない職務質問が横行する原因とされている「タル制度」の存否などについて認否することはせず、供述者が素性を明かしていないので信用性がなく、これにより「本件運用なるものが存在したことの裏付けとはなり得ない」などと主張した（被告愛知県準備書面（4）1ページ以下）。

しかし、今回原告らは、甲第31号証の聴取対象者（以下「元警察官F」という。）を直接インタビューした映像を入手したことから、これを甲第129号証として証拠提出する。以下では、甲第31号証及び甲第129号証における元警察官Fの供述内容の信用性ととともに、その内容が本件運用の存在を裏付けるものであることを主張する。

第2 供述の信用性について

警察組織が、組織の問題について告発や証言した人物を、報復的に、捜査対象としたり、逮捕したりするなどして圧力や不利益を与えることで抑圧してきた事例は

近時においても少なくない¹。それゆえ、元警察官Fが警察組織の問題について供述するに当たって、匿名で、かつ、人物の特定を可能な限りで避ける形で供述することはやむを得ないことである。

しかし、元警察官Fの供述は、信用性を欠くものではない。すなわち、元警察官Fは、甲第129号証のインタビューにおいて、胸に愛知県警のバッジをつけた自身の交番勤務時の写真を示すとともに、自身が勤務中に受領した表彰状を示すなどしてインタビューに応じている。これらの資料は、実際に警察官として勤務した者でなければ手に入れないものである。

また、今回のインタビューは、ノルマ制度やそれに基づくインセンティブの内容、不審事由の作出や職務質問の「声かけ」のすり替えなど、実際に警察内部で勤務した者でなければ決して語り得ぬ内容となっている。その他の供述内容も、詳細かつ迫真的で、元警察官Fが実際の経験を話したものであることは明らかである。

これらいずれからも、元警察官Fの供述の信用性は認められる。仮に被告愛知県が、かかる供述の内容の真実性を否定するのであれば、供述において地域警察に存在するとされているノルマ制度や現場での指導内容について明確に認否すべきである。これができない以上、匿名であることのみを理由として、供述の信用性を否定することはできない。

¹ 例えば、愛媛県警の裏金問題を実名で告発した現職警察官（仙波敏郎氏）について、告発後の配置換えが、記者会見を行ったことに対する報復目的による違法な配置換えであると判断された例がある（松山地判平成19年9月11日）。近時の例として、鹿児島県警の元生活安全部長（本田尚志氏）が、県警内部の不祥事・隠蔽疑惑を明らかにするための公益通報であったと主張する一方、国家公務員法違反で逮捕・起訴され、現在、公益通報性が争われている事案がある。

第3 供述が示す内容について

甲第129号証における元警察官の供述内容は、愛知県警において本件運用が存在していることを明らかにするものであり、また、本件の争点に関わる重要な供述が含まれている。すなわち、本件において被告国が主張するような警察法に基づく声かけであるとの主張は、職務質問の要件不充足を覆い隠すために用いられる実態があることや、原告らとの関係で被告東京都や被告愛知県が主張するような不審事由は、警察において事後的な作出が日常的に行われていることを示している。

1 不審事由の有無にかかわらず職務質問が行われていること

元警察官Fは、愛知県警の地域課において、ノルマ制度の下、検挙数を稼ぐため、外国人であればオーバーステイの可能性があるなどという理由で、具体的な不審事由の存否にかかわらず、外国人（外国人風の見え目の者）が歩いていると職務質問をすることを日常的に行っていた旨を供述している。このような運用を支えているのは、地域課の警察官一人ひとりに課されているノルマ制度であり、その数字が残業代の支給やボーナスといったインセンティブ、あるいはパトカー勤務から外すなどといったペナルティと結びついていたことが明確に供述されている。

また、例えば、中東情勢が悪い時には中東の人の情報を得るためだけに質問が行われたり、空港や鉄道でも外国人の情報を入手することを目的とした質問が、目標件数ありきで行われてきたとのことである。

これらの供述は、警察官職務執行法が要件として求める不審事由の存否にかかわらず、外国ルーツの見え目のみに基づいた職務質問が横行していることを示している。

2 外国人に対する犯罪ステレオタイプ・偏見が組織にあること

元警察官Fは、警察組織においては、外国人のことを「マルコク」という差別的な隠語で呼び、ある国出身の人はオーバーステイが多い、あるいは万引きが多いな

どという出身地域・国籍と犯罪とを結び付けたステレオタイプについて指導を受けた旨供述している。そして、現に、そのようなステレオタイプに基づき、個別の不審事由の存否にかかわらず職務質問が行われていたと供述している。これらの実態は、警察が、外国人に対し、不審事由の存否にかかわらず、ステレオタイプや偏見に基づき職務質問を行っていることを示している。

3 組織の運用として行われていること

さらに、このような運用は、元警察官F個人の考えなどによる実践ではなく、現場での教育及び組織的な目標とインセンティブやペナルティとが組み合わされた制度によって生み出されている。

すなわち、元警察官Fは、「若手警察官のための現場対応必携」（甲第4号証、乙C第3号証）と同内容の教材や、現場での先輩警察官からの指導を通じて、不審事由がなくても、ステレオタイプに基づいて、外国人を対象として職務質問を行っていた。また、警察署長や地域課長といった現場を取り仕切る立場にある者から、職務質問の回数の目標数値（ノルマ）を伝達され、前記1のとおり、このノルマの達成の程度が勤務評定に影響したり、逆に、ノルマが達成できないとペナルティを課されるなどしていた。そのため、警察組織では、外国人の犯罪ステレオタイプに依拠した職務質問や、単なる情報収集のための職務質問が日常的に行われていた。

このように、不審事由の存否にかかわらず外国人に対して職務質問を行うことは、上記のような現場での教育及びノルマ制度といった組織としての方針決定に基づく明確な制度設計とその執行により行われているものであるといえる。元警察官Fは、不審事由という要件を満たさないままに職務質問することについて、警察学校を出たばかりの時には疑問を感じたものの、現場ではそれを常識として運用されていることから、徐々に慣れてきてしまうという警察の現場に蔓延る実態も克明に述べており、状況の深刻さを伝えている。本件運用が、元警察官Fが個人的に行った実践ではなく、組織の運用として行われているものであることは明らかである。

4 職務質問の要件充足性が問われないように「声かけ」を装っていること

加えて、元警察官Fの供述は、警察組織において、職務質問を行った際にその要件充足性が問題とならないように、警察法2条に基づく「声かけ」であるとその呼び方を変えて対象者に伝えることが現場においてはよく行われていることも明らかにしている。

このことは、警察官が警職法の要件を遵守することによってではなく、その名目を変えることによって問題となることを防ごうとしているという点で、本件運用の存在を裏付けるとともに、本件訴訟の中で被告らが主張する警察法に基づく「声かけ」であれば合法となるとの主張が職務質問の実質を覆い隠すための詭弁であることを示している。

5 不審事由の存否が後から作出されていること

元警察官Fの供述は、不審事由の存否にかかわらず職務質問が行われているというだけでなく、そのような違法な職務質問が行われた場合に虚偽の事実を作出して、その違法性を隠蔽する実務が存在していることも明らかにしている。すなわち、不審事由がなく職務質問を行った場合であっても、報告書などを作成する段階において、現場を見ていない上長の指示によって、ありのままを記載するのではなく、「目を逸らした」等の存在しなかった事由を付加するよう指導されるといったことが一般的になされているとのことである。

本件においても、被告東京都や被告愛知県は、原告マシューや原告ゼインへの職務質問について、目を逸らした、逃げるような素振りを見せたなどといった裏付けのない事実を主張しているが、まさにこれと共通するものと思われる。

第4 まとめ

以上のとおり、元警察官Fの供述は、少なくとも、被告愛知県の警察における本件運用の存在を直接指し示している。それだけでなく、被告愛知県において、そのような差別的な職務質問やその運用を隠蔽するための組織的な実践がなされていることもまた明らかにしている。そして、このことは、本件運用が愛知県警に特有の偶発的な問題ではなく、警察実務に共通する教育、評価及び現場指導の構造の下で、他の都道府県の警察においても生じ得る問題であることを示している。

以上